

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容		質問	回答
1	システム 他	整理番号について	整理番号がわかりません。	整理番号は府が割り当てた5桁の数字になります。 事業者様にはメール等でお知らせしていますが、わからない場合は府へお問合せください。 なお、整理番号は基本的に変わらない番号ですので過去の対策計画書、実績報告書でご確認いただくことも可能です。
2	システム	ファイルのアップロードについて	行政オンラインシステムで対策計画書や添付ファイルをアップロードしようとしたら、「アップロードに失敗しました」というエラーが起きて、申請できません。	一部でシステムの不具合が起こっているようで、原因を調査中です。 申し訳ございませんが、対応方法につきまして、個別に府担当者にご相談いただきますようお願いいたします。
3	1.表紙シート	整理番号について	表紙の「※整理番号」は記載した方がいいですか。セルは黄色になっていますが、欄外に「※印のある欄は、記入しないでください。」との表記があります。	事業者様で記載してください。
4	2.事業所名シート	主な事業所について	対策計画書「2.事業所名シート」の主な事業所は、基準年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上の事業所を記載するのでしょうか。それとも現状の使用量を元に記載するのでしょうか。	主な事業所は、現状（計画書を提出する前年度1年間）のエネルギー使用量が原油換算で1500kL以上となる事業所を記載してください。 なお、「5.主なエネルギーシート」「7電気使用量シート」には、基準年度の使用量を記載してください。
5	2.事業所名シート	主な事業所について	対策計画書で主な事業所に記載した事業所が、計画期間中に原油換算で1500kL以下となった場合、実績報告書ではその他事業所にカウントするのでしょうか？また、そのような場合、変更届の提出は必要でしょうか。	対策計画書時点の原油換算で1500kL以上の事業所が、計画期間中に1500kL未満となった場合、その年度の実績報告書で「その他事業所」としてカウントいただければと思います。同じく、1500kL未満の事業所が1500kL以上になった場合は、実績報告書で「主な事業所」に記載してください。 なお、主な事業所とその他事業所間の変更があっても、別途届出は不要です。
6	3.対策まとめシート	基準年度について	基準年度は原則2013年度とのことですが、2013年度のデータは残っていません。その他の年度を基準年度とすることは可能でしょうか。	基準年度は、原則2013年度とし、以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定するとしています。2013年度以外の年度を基準年度としたい場合は、府担当者にご相談ください。 【以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定】 ・2013年度時点で特定事業者の要件を満たしていない場合 ・2013年度以降に、会社の統廃合等により事業活動が著しく変動した場合 ・2013年度全体のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量に関するデータが把握できない場合 ・その他知事が認める場合 なお、過去の届出書の取扱いについては、 No.25のQA をご覧ください。
7	3.対策まとめシート	原単位ベースの変更について	計画期間の途中で、原単位ベースから排出量ベースに変更することは可能でしょうか。	原則的には、計画期間の途中で変更はできません。 ただし、府が認める場合は、変更していただくこともできます。 その場合は、変更届等の届出が必要となる場合がありますので、府担当者にご相談ください。
8	3.対策まとめシート	次年度の取組予定について	「3(2)次年度の取組予定」の次年度とはいつのことでしょうか。	2023年度に提出する対策計画書では基本的に「2023年度の予定」を記載してください。 2024年度に提出する実績報告書（2023年度実績）では、「2024年度の予定」を記載してください。
9	4.重点対策シート	特記事項※8について	「※8 基準年度比削減目安に達成している場合は「非該当」を選択することができる。」となっていますが、クレジット等含んで削減目安を達成している場合も「非該当」を選択するのでしょうか。	クレジット等を含まずに基準年度比削減目安に達成している場合は「非該当」を選択してください。クレジット等により削減目安を達成する場合は、状況に応じて「実施済み」又は「実施予定」を選択してください。
10	4.重点対策シート	実施状況について	対策計画書の実施状況について、基準年度である2013年度時点の実施状況を選択すればよいのでしょうか。	対策計画書の実施状況について、現時点での実施状況を選択してください。
11	4.重点対策シート	対象事業所について	「(1)重点対策（基本項目）の実施状況①」について、主な事業所しかない場合は、対象事業所を記載する欄はすべての主な事業所を羅列すればよいのでしょうか。	主な事業所しかない場合は、対象事業所を記載する欄は空欄で問題ありません。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容		質問	回答
12	5.主なエネルギー、 6.その他エネルギーシート	小売電気事業者以外から電気を購入している場合の記載場所について	当社の事業所が親会社の敷地内にあり、親会社から電気を購入しています。「5.主なエネルギーシート」のどこに記載したらよいでしょうか。	当該事業所が主な事業所の場合は、「5.主なエネルギーシート」の「その他買電」の欄に記載してください。（プルダウンの選択は不要です。） 当該事業所がその他事業所の場合は、「6.その他事業所シート」において同様の対応をしてください。
13	5.主なエネルギー、 6.その他エネルギーシート	非エネルギー起源の温室効果ガスについて	非エネルギー起源の温室効果ガスの報告基準はガス種毎に1 t-CO ₂ 以上から間違いはないでしょうか。	非エネルギー起源の温室効果ガスの報告基準はガス種毎に1 t-CO ₂ 以上としています。
14	5.主なエネルギー、 6.その他エネルギーシート	単位発熱量について	対策計画書において、基準年度を仮に2013年度とした場合、エネルギー（燃料）単位発熱量（シートのHI列等）が、当時の値と異なっています。そのため、CO ₂ 排出量が当時の数値と若干の違うのですがこのままでよろしいのでしょうか。	エネルギー（燃料）単位発熱量は、令和4年5月の改正省エネ法に基づく数値で算出するようになっているため、過去の数値と違いますが、そのまま算定していただいて構いません。もし、当時の数値に合わせる必要があれば府担当者にご相談ください。
15	5.主なエネルギー、 6.その他エネルギーシート	単位発熱量について	単位発熱量および排出係数について実測等に基づいた値を用いたのですが、保護されているのでそのままでは入力できません。どのように入力すればよいでしょうか。	実測値を用いたい場合は、府担当者にご相談ください。その根拠となる資料の内容を確認したうえで、問題なければ府担当者が係数を修正します。
16	5.主なエネルギー、 6.その他エネルギーシート	ガソリン等の使用量について	自動車で使用するガソリン等は自動車エネルギーシートに記載すると思うのですが、主なエネルギーシートにも記載するのでしょうか。	自動車で使用するガソリン等は自動車エネルギーシートに記載してください。主なエネルギーシートやその他エネルギーシートへの記載は不要です。
17	7.電気使用量シート	排出係数について	2013年度を基準年度とする場合、排出係数は何年度実績のものを記入すればよいのでしょうか。また、CO ₂ 排出係数については、実排出係数と調整後排出係数のいずれで算定すればよいのでしょうか。	2013年度を基準年度とする場合は、環境省HP（ https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc ）の平成26年度提出用の表の調整後排出係数を使用してください。
18	8.自動車エネルギーシート	保有台数の内訳について	2013年度（基準年度）の自動車保有台数は把握しているが、普通乗用車や軽乗用車といった内訳を把握していない場合はどのようにしたらよいでしょうか。	内訳欄は記入せず、合計欄に直接入力してください。合計欄を入力するにはシートのロック解除が必要になりますので、府担当者にご連絡ください。
19	8.自動車エネルギーシート	②乗用車の年間導入台数について	対策計画書において、この欄には2030年度までに導入する台数を記載するのでしょうか。	対策計画書において、この欄には目標年度（2030年度）1年間に導入予定の台数を記載してください。
20	8.自動車エネルギーシート	リース車について	リースしている自動車は、保有台数に含むのでしょうか。	リース車両も保有台数に含んでください。
21	8.自動車エネルギーシート	構内で使用する自動車について	構内（道路以外の場所等）で使用する自動車（いわゆるナンバープレートのないバス、トラック等）は台数としてカウントされるのでしょうか。	構内で使用する自動車は条例の対象台数としてカウントしませんが、エネルギー使用量の把握等は必要となります。 自動車エネルギーではなく、主なエネルギーまたは、その他エネルギーのところに記入してください。
22	8.自動車エネルギーシート	救急車について	救急車は保有台数およびエネルギーに含むのでしょうか。	特種自動車（パトカー、消防車、救急車等）は保有台数、エネルギーともに含まれます。 特殊自動車（トラクター、フォークリフト、ショベルカー等）は保有台数には含まれませんが、エネルギーには含まれません。
23	8.自動車エネルギーシート	個人所有の自動車について	個人所有の自動車を業務に使用している場合、保有台数およびエネルギーに含むのでしょうか。	個人所有の自動車は含まれません。
24	その他	特定事業者の要件について	特定事業者の要件のひとつとして、「府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者」とありますが、「1,500kL/年以上」の算定の期間はいつからいつまででしょうか。	要件の算定範囲は、対策計画書を提出する年度の前年度（4月1日～3月31日）になります。
25	その他	過去の届出書について	基準年度を2013年度にするにあたって、過去に府に届け出たデータを提供してもらうことは可能でしょうか。	過去の届出データについては提供しておりません。ただし、情報公開制度に基づく情報公開請求を行った場合は、行政文書として開示できる可能性があります。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容		質問	回答
26	その他	事業所の統廃合について	2013年度（基準年度）と現在で事業所の構成が異なる（閉鎖された事業所がある）場合、基準年度の総排出量はどのように扱えばよいでしょうか。	削減率を排出量ベースで評価する場合は、閉鎖された事業所のエネルギー使用量は除いた形で基準年度の排出量を設定してください。 一方で、削減率を原単位ベースで評価する場合は、原単位の考え方に相違がなければ、閉鎖された事業所のエネルギー使用量を含んでも含まなくてもどちらでも構いません。
27	その他	テナントビルのエネルギー使用量について	テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどういった範囲のエネルギー使用量を算入することになりますか。	オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入する必要があります。
28	その他	1棟借りのテナントについて	A社が所有する建物全体をB社が単独で賃借（一棟借り）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか。	一棟借りの場合についても、オーナー・テナントの双方が上記に示した整理に基づいて算入しますが、オーナー（A社）とテナント（B社）の双方が合意している場合に限り、建物全体のエネルギー使用量をテナント（B社）のみが算入することもできます。なお、その合意については、テナント（B社）がエネルギー管理義務を負うことなどの事項につき、覚書等を書面で取り交わすことが望まれます。
29	その他	自動販売機について	事業所に自動販売機のみ設置しているものも含まれるのでしょうか。	事業所は有人の店舗等を対象としており、自動販売機のみ設置しているものは事業所に含まれません。
30	その他	エネルギー使用量の把握（自動販売機）について	自動販売機の電力使用量は、管理会社と設置先の事業所のどちらに含めればよいのでしょうか。	自販機の電気使用量が事業所の使用量に含まれている場合は、事業所分になりますが、管理会社が電気の契約をしている場合は、管理会社の使用量となります。
31	その他	計画期間中に対象規模未満となったとき	対策計画書を届出した後に、対象規模（エネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年）未満になった場合、何か届出が必要ですか。	特定事業者の要件を下回った場合は、休止届を提出いただき、また上回った場合は、再開届を提出いただく必要があります。 また、府内に事業所がすべてなくなったことにより、特定事業者の要件から外れた場合は、廃止届を提出いただく必要があります。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容		質問	回答
32	その他	連鎖化事業者について	<p>連鎖化事業者の意味がよくわかりません。</p>	<p>フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が「連鎖化事業者」となります。</p> <p>なお、加盟店のうち、約款等においてエネルギー使用の条件に関する事項として省令で定める内容が記載されていない加盟店については、連鎖化事業としてのエネルギー使用量の算入の対象外となります。</p> <p>※ 経済産業省令 （特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項） 第二十二條の二 法第十九條第一項 に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め</p> <p>二 事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の（1）から（4）のいずれかを指定している定め</p> <p>（1） 空気調和設備の機種、性能又は使用方法 （2） 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法 （3） 照明器具の機種、性能又は使用方法 （4） 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法</p> <p>2 事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。</p>